

《 代議員選挙について 》

1. 代議員の選出（定款第14条）
 - ・如水会の正会員の中から年次毎に3名の代議員を選出します。
 - ・正会員は、一橋大学学部・大学院の卒業生、在籍した者及び在学生在が資格者となります。
2. 代議員選挙（細則第18条～第20条）
 - ・代議員を選出するため、如水会の正会員による代議員選挙を行います。
 - ・代議員選挙は、原則として、入学年次別に、入学から5年毎の年度会（記念大会）にて行います。なお、入学後の初回の代議員選挙は、原則として、入学した月に行います。
 - ・入学年次毎に、原則として、4名以上の年級幹事（うち1名を代表幹事）を選出します。年級幹事は、年次内の連絡を行い、年度会を開催し、代議員選挙を実施します。
 - ・年級幹事（または年度会幹事）が協力して代議員定数3名以内の候補者を決め、「如水会代議員選挙連絡票」により事務局総務グループに連絡のうえ、原則として如水会々報及びホームページにて選挙を告示します。定数内の立候補ですので、年度会会場にて紹介される候補者への拍手をもって信任され、無投票当選となります。選挙終了後、如水会々報及びホームページにて選挙結果を公示します。
 - ・年級幹事が合意し、正会員から異議がない場合は、年度会を開催せずに代議員選挙を行うことも可能です。この場合、告示した候補者に対する特段の異議がないことにより信任されたものとします。
3. 代議員の任期（定款第14条）
 - ・代議員の任期は、原則として、選任の5年後に実施される代議員選挙終了の時までとなります。ただし、年級幹事が合意し、正会員から特段の異議がない場合は、5年毎の年度会（記念大会）を待たずに任期途中で代議員選挙を行うことができます。

《 代議員の役割について 》

1. 代議員総会（定款第17条）
 - ・代議員総会は、通常は、定時代議員総会として、年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内となる6月中旬の夕刻、如水会館「スターホール」にて開催されます。代議員総会終了後には、懇親会も催されます。
 - ・代議員の皆様には、招集通知を郵送するとともに、ご欠席の場合には同封葉書による議決権行使をお願いしております。なお、代議員総会における議決権はありませんが、代議員ではない会員の皆様に対してもオブザーバーとしてご出席をご案内しております。
2. 代議員の権限（定款第16条）
 - ・代議員は、代議員総会において、次の事項について決議する権限を有します。
 - （1）会員の除名
 - （2）理事及び監事の選任又は解任
 - （3）理事及び監事の報酬等の額
 - （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - （5）定款の変更
 - （6）解散及び残余財産の処分
 - （7）その他代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
3. 議決権の代理行使等（細則第22条）
 - ・代議員は、代議員総会において、委任状による議決権の代理行使、または、書面による議決権の行使を行うことができます。